vol. 7

うえの事務所通信

こんにちは！子供のころ，キャプテン翼の若林源三が大好きで友達とサッカーをやる時には主にキーパーをやっていた上野俊夫です。
６月４日に行われたワールドカップアジア最終予選オーストラリア戦で日本代表が５大会連続のワールドカップ出場を決めました。コンフェデ杯は残念な結果でしたが，来年のワールドカップでは，日本代表の鮮やかなサッカーが世界を席巻するのを楽しみにしています！

去年の１２月１９日，当事務所の顧問先であるオールユニール様に，太陽光発電の工場の竣工式に招いて頂きました。

オールユニール様は，倉庫業を営んでいらっしゃいます。その倉庫の屋根に太陽光パネルを設置されたのです。規模は，パネル数が７０００枚で，年間発電量は約１１０万ｋｗとのことです。１１０万ｋｗというのは，原子力発電所の一基当りの発電量に匹敵するようで，大変な発電量です。太陽光発電は，原子力発電とは違い，クリーン・エネルギーでエコに資するものです。また，発電した電気を電力会社に買い取ってもらうことができ，会社の収益事業の一つとなる可能性もあります。つまり，オールユニール様の太陽光発電は，エコへの貢献と会社の利益とを両立させる素晴らしいビジネスモデルなのです。

竣工式の後の懇親会で，ある金融機関の方が，今は多くの企業がオールユニール様と同様のビジネスモデルで融資を求めてくるが，オールユニール様が融資を求めてきた時にはまだ１社も融資申請はなかった，と言っていました。まさに先見の明がなせる業で，激動の時代を乗り切るため，是非お手本にさせて頂きたいと思いました。

オールユニール様　太陽光発電の工場　航空写真

２月１３日に太田市役所でパワーハラスメントの講演をしてきました。また３月２６日には群馬銀行様でも同様の講演をさせて頂きました。

最近，よく当事務所にもパワーハラスメントを受けたということで相談の電話がかかってきます。企業経営者や管理職の方でも，パワーハラスメントはいけないというのは漠然とは理解されていると思います。しかし具体的にはどうするとパワハラとなるか分からないという方も多いのではないでしょうか。

最近の裁判例でパワハラとされたものとしては，病院の院長が朝礼で職員に四字熟語を言わせた，コンビニの店員が女性スタッフに「ババア」と呼んだ上で暴言を吐いたなどというものがあります。これらはいずれも常識を欠いた言動で皆様はされないと思いますが，経営者の知らないところで社員が他の社員に非常識な言動をしていることもあり得ます。その場合，経営者が関知していなくても，会社が責任を負う可能性もあります。朝礼や研修で，社員の皆様に，これらの言動は絶対にいけないということを周知頂ければと思います。

「うえの事務所通信」VOL.7
発行編集責任者　弁護士上野俊夫
住所　群馬県館林市本町 2-2-14　アドホック館林 2F　電話 0276-56-4736　FAX　0276-56-4735
E-MAIL　ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp　URL　http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/